

治山課長	課 僚	担当者	年 月 日
[Redacted]			

森 計 第 5 1 9 号

平 成 2 3 年 3 月 1 4 日

東部農林事務所長 様
(治山課長扱い)

森林計画課長

林地開発行為に係る是正措置の指導について (依頼)

平成 20 年 7 月 8 日付け東農治第 87 号により許可した 熱海市伊豆山字嶽ヶ [Redacted]
外 1 筆 地内における [Redacted] の林地開発行為については、許可条件どおり
に施工されていないため、別添案を参考に文書指導を行うようお願いします。



担当：森林計画課 林地保全班

電話：5 - 7 0 0 - 2 6 1 3 ・ 2 6 4 3

東農治第 号
平成 年 月 日

様

静岡県東部農林事務所長

印

林地開発行為に係る是正措置について（通知）

平成20年7月8日付け東農治第87号により許可した 熱海市伊豆山字嶽ヶ 外1筆 地内における林地開発行為については、許可条件どおりに施工されていないため、以下の内容について是正してください。

記

1 是正が必要な工事の内容

許可条件 2 に基づき、林地開発許可申請に記載されている内容どおりの施工を行うこと。

- (1) 下流へ土砂が流出しない位置に沈砂池を設置し、防災工事の完了確認を受けること。
- (2) 掘削法面勾配を是正し、早期緑化を図ること。
- (3) 盛土材料の木片等の異物を除去すること。

2 是正工事期限

平成 23 年 5 月 31 日（火）

3 その他

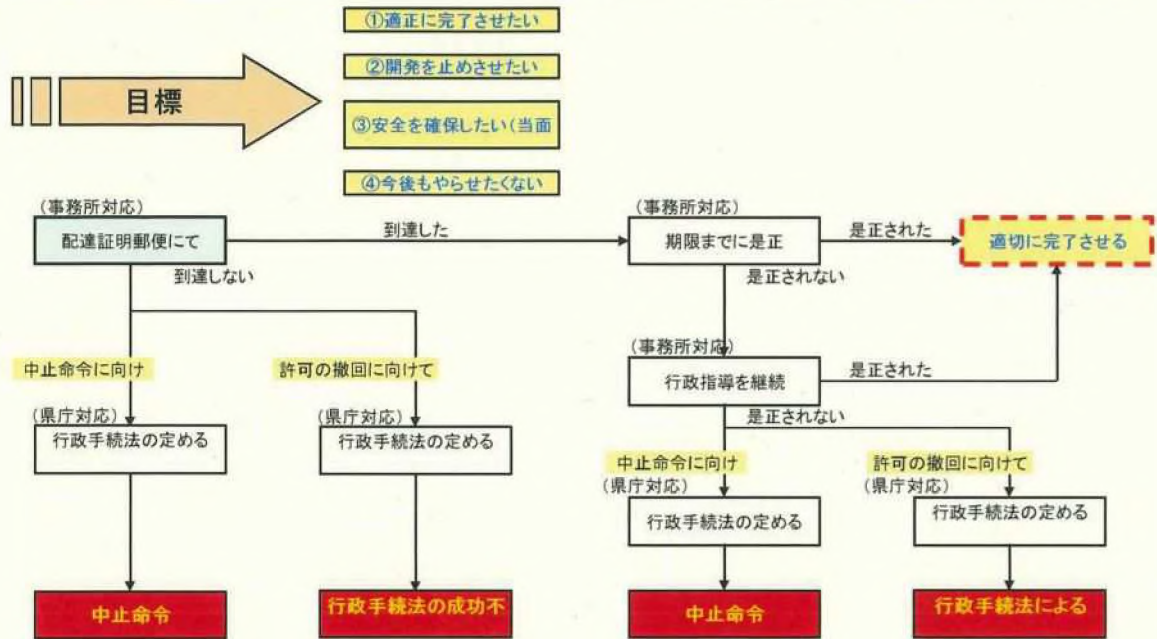
- (1) 是正に係る工事は、直ちに着手すること。
- (2) 是正に係る工事を完了した場合は、是正報告書を提出し、県の確認を受けること。
- (3) 工事を中断する場合には、「1 是正が必要な工事の内容」の事項を是正したうえで、「林地開発行為中止届」を提出すること。
- (4) 森林法施行細則第 6 条に基づき、毎年 3 月末、9 月末には「林地開発行為進ちょく状況報告書」を提出すること。

担当：治山課 林地保全班

電話：055-920-2173

熱海市伊豆山地内 における

の条件違反への対処 フロー(案)



目標の達成

①不可能 是正させる行為者が不明	①不可能 ・行政代執行の可能性あり ・新たに小規模林開が出される	①可能 是正行為を行わせた上で、適正に完了させられる。	①不可能 ・行政代執行の可能性あり ・新たに小規模林開が出される
②可能 中止命令により、現状以上の	②可能 現状以上の改善は止められる。	②可能 中止命令により、現状以上の	②可能 現状以上の改善は止められる。
③可能 当面の危険性は低い	③可能 当面の危険性は低い	③可能 当面の危険性は低い	③可能 当面の危険性は低い
④是正させた上での実施は可能 ・承継者や新規事業者にも命令は承継される(法第3条の規定) ・区域を分割して、小規模林開	④不可能 ・新たな会社を興して事業実施を申請してくる可能性がある。 ・区域を分割して、別会社が小規模林開として届け出てくる場合、受理せざるを得ない。	④是正させた上での実施は可能 ・承継者や新規事業者にも命令は承継される(法第3条の規定) ・区域を分割して、小規模林開	④不可能 ・新たな会社を興して事業実施を申請してくる可能性がある。 ・区域を分割して、別会社が小規模林開として届け出てくる場合、受理せざるを得ない。

総合評価

○	×	◎	×
---	---	---	---

局長	課長	課員
----	----	----

復 命 書

出張年月日	平成 23 年 3 月 4 日 (金)	出張地	熱海市伊豆山、伊東市池
用 件	林地開発許可案件定期査察		

1 査察箇所

	場所	行為者	開発目的	森林法の状況
① 398	熱海市伊豆山 字土沢山		リゾートマン ションの建設	林地開発許可 中止中
② 802	熱海市伊豆山 字嶽ヶ		別荘・住宅地 の造成	林地開発許可 中止中 (未手続)
③	熱海市伊豆山 字赤井谷		残土処分場	伐採届 完了待ち
④ 361	伊東市池字上 野		リゾートマン ションの建設	林地開発許可 事業停止

- 2 出席者 県庁：
 東部農林：
 熱海市 (①～③)：産業振興課 町づくり課
 伊東市 (④)：産業振興課 都市計画課 ほか 1 名

3 概要

- ① **：**リゾートマンションの建設
- ・ 電話連絡不能。
 - ・ 登記簿上、会社は存続しており、開発用地も所有している。
 - ・ 平成 6 年に「中止届」が提出されてから、手続きが行われていない。
 - ・ 平成 15 年に県が文書照会を行った際には、事業継続の意思あり。
 - ・ 現地は、仮設沈砂池 (今回確認不可) 程度は施工されているものの、実質は未着手。
 - ・ 市道に面している部分は、バリケードにて囲ってある。
 - ・ 許可標識は設置されていたようだが、今は倒壊している。
 - ・ 土砂の流出等の危険性はなし。
- ※ 文書にて、開発継続の意思確認を行う。
- ② **：**住宅団地の造成
- ・ 登記簿上の会社は存続しているものの、所在地に会社は不存在。
 - ・ 平成 19 年に許可を受けた後、しばらく工事を進めていたが、リーマンショック以降、工事は中断している。(未手続き)
 - ・ 施工状態は粗悪で、掘削途中の切土面、倒壊したブロック積が放置されている。
 - ・ 沈砂池 (調整池は不要) も設置されているものの、高さ・位置が悪く、土砂が流入しない状況である。
 - ・ 現状での過伐採や土砂の流出は見られない。
 - ・ 盛土用の土砂 (?) らしきものが最近も運搬されている。
- ※ 別途起案により、文書にて行政指導を行う。(熱海市も県と同時期に文書指導を行うことので了承済み)



① 開発地の下流側



④ 盛土材(?)として運搬された土砂



② 盛土法面の状況



⑤ 盛土材(?)として運搬された土砂



③ 掘削法面の状況



⑥ 盛土材(?)として運搬された土砂